静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第40号

静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年静岡県条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前

(定義)

- 第24条 この節において「粉じん」とは、大気 汚染防止法<u>第2条第8項</u>に規定する粉じんを いう。
- 2 この節において「一般粉じん」とは、大気 汚染防止法<u>第2条第9項</u>に規定する一般粉じ んをいう。
- 3 (略)

(事故時の措置)

第47条 特定事業場の設置者は、当該特定事業 場において、特定施設の破損その他の事故が 発生し、有害物質若しくは油(水質汚濁防止 法施行令第3条の3で定める油をいう。以下 この条において同じ。)を含む水若しくはその 汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項 目について排水基準に適合しないおそれがあ る水が当該特定事業場から公共用水域に排出 され、又は有害物質若しくは油を含む水が当 該特定事業場から地下に浸透したことにより 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるお それがあるときは、直ちに、引き続く有害物 質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準 に適合しないおそれがある水の排出又は有害 物質若しくは油を含む水の浸透の防止のため の応急の措置を講ずるとともに、速やかにそ の事故の状況及び講じた措置の概要を知事に 届け出なければならない。ただし、水質汚濁 防止法第14条の2第1項から第3項までの規 定による届出がなされた場合は、この限りで 改正後

(定義)

- **第24条** この節において「粉じん」とは、大気 汚染防止法<u>第2条第7項</u>に規定する粉じんを いう。
- 2 この節において「一般粉じん」とは、大気 汚染防止法<u>第2条第8項</u>に規定する一般粉じ んをいう。
- 3 (略)

(事故時の措置)

第47条 特定事業場の設置者は、当該特定事業 場において、特定施設の破損その他の事故が 発生し、有害物質若しくは油(水質汚濁防止 法施行令第3条の4で定める油をいう。以下 この条において同じ。)を含む水若しくはその 汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項 目について排水基準に適合しないおそれがあ る水が当該特定事業場から公共用水域に排出 され、又は有害物質若しくは油を含む水が当 該特定事業場から地下に浸透したことにより 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるお それがあるときは、直ちに、引き続く有害物 質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準 に適合しないおそれがある水の排出又は有害 物質若しくは油を含む水の浸透の防止のため の応急の措置を講ずるとともに、速やかにそ の事故の状況及び講じた措置の概要を知事に 届け出なければならない。ただし、水質汚濁 防止法第14条の2第1項から第3項までの規 定による届出がなされた場合は、この限りで

ない。	ない。
2・3 (略)	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。